

自治会活動等に対する 補助金の制度 の手引き

令和7年度



令和7年4月

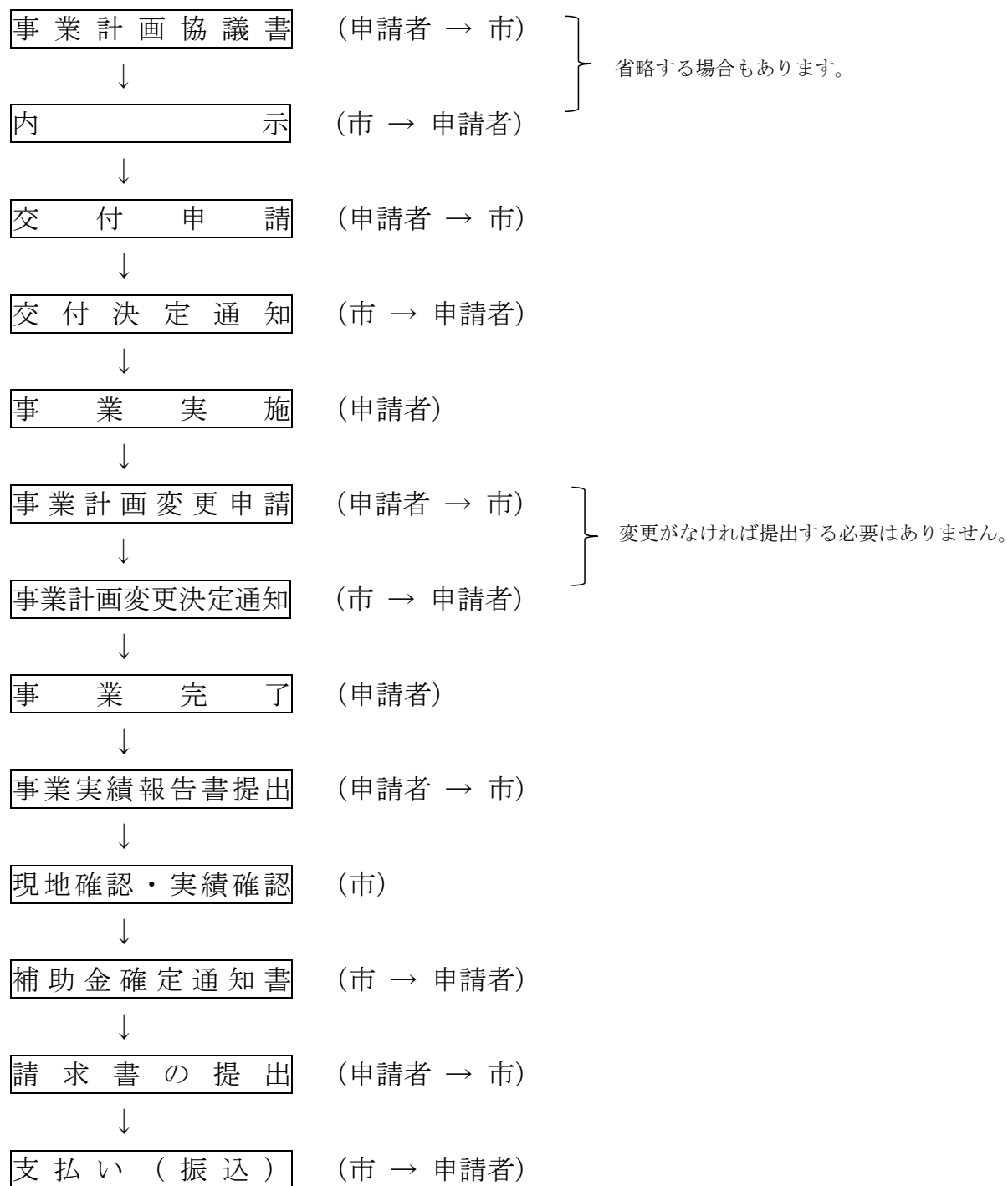
長 浜 市

長浜市連合自治会

◆目次◆

◆補助事業等の事務の基本的な流れ◆	1
◆事業実施にかかる注意事項◆	2
<u>1. まちづくり：地域資源を活かした主体的な取組や、コミュニティ活動の拠点整備を支援します。</u>	
(1) 自治会館整備事業補助金	3
(2) コミュニティ助成事業助成金	6
(3) ふれあい備品購入助成事業補助金	7
(4) 鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金	8
(5) 鳥獣害防止対策事業補助金	9
(6) 自治会活動デジタル化促進事業補助金	10
<u>2. 防犯・防災・交通安全：防犯・防災の自主的組織の育成や、交通安全活動等を支援します。</u>	
(1) 自主防犯活動支援事業補助金	11
(2) 広域自主防犯活動支援事業補助金	12
(3) 防犯灯設置補助金	13
(4) 草の根災害対応事業補助金	14
(5) 草の根防災体制育成事業補助金	15
(6) 交通安全推進活動補助金	17
<u>3. 都市景観：緑や景観の保存、住む喜びや暮らしを楽しめるまちの創出等を支援します。</u>	
(1) 緑化推進事業補助金	18
(2) 近隣景観形成協定修景対策補助金	19
(3) 景観まちづくり支援事業補助金	20
(4) 児童公園設備費等補助金	21
(5) 空き家活用地域活性化事業助成金	22
<u>4. 暮らし：道路・水路等（法定外公共物）の整備や除雪機械の購入等を支援します。</u>	
(1) 法定外公共物改修等補助金	23
(2) 除雪機械購入補助金	24
(3) 地域除雪作業委託補助金	25
(4) 市道路愛護活動事業補助金	26
<u>5. 環境：ごみの減量や環境美化および再資源化活動等を支援します。</u>	
(1) きれいなまちづくりパートナーシップ事業補助金	27
(2) ごみ集積所整備事業補助金	28
<u>6. 福祉：高齢者や子どもの福祉向上につながる事業を支援します。</u>	
(1) 地域介護予防通所活動支援補助金	29
(2) 老人クラブ活動補助金	30
(3) 老人クラブバス利用補助金	31
(4) ふれあいサロン助成金	32

◆補助事業等の事務の基本的な流れ◆



◆ 事業実施にかかる注意事項 ◆

①申請（受付） ～ 申請中

「申請＝採択」ではありません

補助事業は、申請すれば必ず採択されるというものではありません。また、個々の費用についても補助対象とならず、交付決定額が申請額より減額される場合もあります。申請どおりに採択されると思い込み、準備を進めてしまうと大きな問題になります。なお、予算の範囲内で採択されますので、計画されているところはお早めに相談をお願いします。

「事前着工（着手）」はしてはいけません

補助事業の実施は交付決定後であり、**補助金交付決定前の事前着工（着手）はできません**。したがって「実施済」はもちろん「着工（着手）済」の場合は、不採択または採択取消の場合もあります。

②交付決定後 ～ 事業実施中

実施内容を変更されるときは連絡・申請を

補助事業は、申請された目的・内容等が補助の趣旨と合致しているか、等を判断して交付決定しています。したがって、事業内容を変更する場合は、事前に変更申請書を提出する必要があります。変更された内容が補助事業として趣旨に合っていない場合は認められないこともあります。

③事業完了後

「支払済・領収書添付」が基本です

補助金の支払いは、事業実施後の実績払いです。実績報告書の添付書類には、事業対象経費が全て支払われた領収書（写）の添付が必要です。よって、補助金分を一時立て替えていただく必要があります。

事業完了後は速やかに事業実績報告を

市には、「出納閉鎖」という期限があり、5月末日までに支払いまでの事務処理をする必要があります。年度末（3月末）が事業完了日になりやすい事業が多いですが、スムーズな会計処理のために事業完了後の速やかな提出をお願いします。

④全体

「独自の判断」は危険です

「たぶん～だろう」と、独自に判断されると、後で交付基準等に合わないことがわかり、予定していた補助金が交付されないことがあります。少しでも疑問に思われたことは問い合わせる等、お互いに事業実施にあたっての「報告・連絡・相談」を密にしましょう。

※本書記載の各種補助制度は、令和7年度当初予算(案)の内容を基にしています。一部の制度では、県等他団体が関連するほか、条例改正や制度の見直しなどにより、補助要件や補助金額等が変更される場合もありますので、ご注意ください。また、補助事業によって予算額や事業採択数の上限、期限を設けていますので、事前に担当課までお問い合わせください。

1. まちづくり

(1) 自治会館整備事業補助金

【電子申請可能】

■目的

コミュニティの形成を通じて市民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図り、市民主役の地域社会の健全な発展に資するため、自治会館の建設事業や、自治会館のバリアフリー化または耐震化の改修事業について支援します。

■事業主体

自治会

■補助対象となる自治会館

対象となる自治会館は、次の機能を備えたものです。

- ・集会および対話に必要な機能
- ・自ら研修し、教養を高めるのに必要な機能
- ・老人憩いの場として必要な機能

■補助対象となる経費および補助金額

事業名	補助対象経費	補助基本額	限度額・補助率
自治会館 建設事業	自治会館の新築または購入に要する経費 ※ただし、外構工事費、既存建物除去費、備品整備費等は除く。	次の方法により算出した金額 延床面積は、180㎡を限度とする。 (1) 新築購入の場合 延床面積に建築単価15万円／㎡を乗じて得た額。 ただし、自治会館の新築に要した実費用、もしくは自治会館の購入費（土地代を除く。）を実延床面積で除して得た額が建築単価を下回る場合は、当該額を建築単価とする。 (2) 新築購入以外の場合 建築単価（A）に固定資産評価基準に定める経年減点補正率（B）を乗じて得た額に延床面積を乗じて得た額。 ただし、実際の購入平米単価（C）が（A）×（B）の額を下回る場合には、（C）に延床面積を乗じて得た額とする。	900万円 ・補助基本額の3分の1以内

事業名	補助対象経費	補助基本額	限度額・補助率
自治会館 バリアフ リー化改 修事業	(1) 洋式便器への取替え (2) 手すりの取付け (3) 床段差の解消 (4) 引き戸への扉の取替えまたは ドアノブの取替え (5) 2階等への昇降機の設置 (6) その他高齢者の利便性を図る ための改修	左記のいずれかに要する経費と その改修に付帯して必要となる 経費の合計額。 なお、洋式便器への取替えにお ける下水道接続にかかる配管工 事に要する経費は除くものとし る。 合計額が400万円を超える場 合は400万円とし、50万円 未満の場合は補助対象としない。	200万円 ・補助基本額の 2分の1以内
自治会館 長寿命化 改修事業	(1) 主体工事 (ア) 屋根の葺替え (イ) 外壁の修繕 (ウ) 床の張替え (2) 附帯工事 (ア) シロアリの駆除 および防除 (イ) 樋の交換	左記のいずれかに要する経費と その改修に付帯して必要となる 経費の合計額。 「自治会館バリアフリー化改修 事業」、「自治会館耐震改修事 業」または「自治会館大規模改 修事業」に該当する改修を除く。	100万円 ・補助基本額の 3分の1以内
自治会館 大規模改 修事業	(1) 壁の改修(間仕切壁のみの改 修、壁紙(仕上げ材)の張替え のみ、外壁・内壁の塗装のみは 対象としない) (2) 柱の改修(間柱のみの改修、 付け柱のみの改修は対象とし ない) (3) 床の改修(揚げ床の改修のみ、 最下階の床の改修のみ、廻り舞 台の床の改修のみ、畳の張替え のみは対象としない) (4) はりの改修(小ばりは対象と しない) (5) 屋根の改修(ひさしのみの改 修、屋根垂木・雲筋違い・振れ 止め・野地板・破風板のみの改 修、屋根材(仕上げ材)の葺替 えのみは対象としない) (6) 階段の改修(局所的な小階段、 屋外階段は対象としない)	補助対象経費の合計額とし、2 00万円未満の場合は補助対象 としない。 「自治会館バリアフリー化改修 事業」または「自治会館耐震改 修事業」に該当する改修を除く。	900万円 ・補助基本額の 3分の1以内
自治会館 耐震診断 事業	耐震診断に要する経費	補助対象経費の合計額	木造8万円 非木造20万円 ・補助基本額の 3分の1以内

事業名	補助対象経費	補助基本額	限度額・補助率
自治会館 耐震改修 事業	耐震結果に基づいて実施する耐震改修工事に要する経費 ・木造の場合 上部構造評点が1.0未満と診断された建物の上部構造評点等を1.0以上に引き上げる工事 ・非木造の場合 IS 値（構造耐震指標）が0.6未満と診断された建物の IS 値を0.6以上に引き上げる工事	補助対象経費の合計額	木造260万円 非木造320万円 ・補助基本額の3分の1以内

※1自治会につき各事業1回限りの交付です。また、同一年度内においては、いずれかの補助金のみの交付となります。ただし、自治会館耐震診断事業に引き続き、自治会館耐震改修事業を実施する場合は、交付対象となります。

※自治会館バリアフリー化改修事業については、平成12年度以前に建築された自治会館を対象とし、自治会館耐震診断事業及び自治会館耐震改修事業については、昭和56年5月31日以前に着工された自治会館を対象にしています。

※自治会館長寿命化改修事業及び自治会館大規模改修事業については、建築後30年を経過した自治会館を対象としています。

■申込時期

事業実施前年9月末まで（翌年実施）

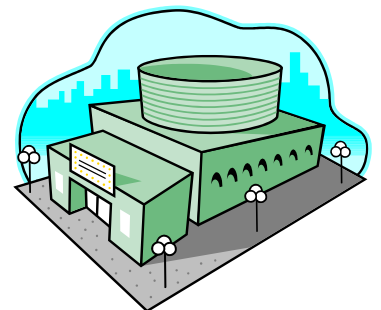
※事前にご相談ください。

■問い合わせ先

市民協働部 市民活躍課（自治振興係）

【電話】65-8711

【メール】katsuyaku@city.nagahama.lg.jp



(2) コミュニティ助成事業助成金

■目的

コミュニティの健全な育成と宝くじの普及広報が期待できる事業に助成を行います。

(一般財団法人 自治総合センター助成事業)

■事業主体

コミュニティ組織（自治会等の地域に密着した団体、自主防災組織等）

※ 特定目的のため組織された団体、活動が地域に密着していると認めがたい団体は除く。

■補助対象となる経費

(一財) 自治総合センターの「コミュニティ助成事業実施要綱」に定める事業のうち、市が認める事業

令和7年度助成事業（抜粋）

○一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業

○コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業

○地域防災組織育成助成事業（自主防災組織育成助成事業）

一定地域の住民が災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に関する事業

■補助金額（上限額等）

令和7年度助成事業（抜粋）

○一般コミュニティ助成事業 1,000,000円～2,500,000円

○コミュニティセンター助成事業 20,000,000円

○地域防災組織育成助成事業 300,000円～2,000,000円

■申込時期

事業実施前年9月頃（翌年実施）

■その他

- ・市は申請の窓口であり、事業の採択決定権はありません。
- ・申請しても必ず採択されるものではありません。
- ・実施事業については、変更になる可能性があります。

■問い合わせ先

市民協働部 市民活躍課（自治振興係）

【電 話】 65-8711

【メール】 katsuyaku@city.nagahama.lg.jp



(3) ふれあい備品購入助成事業補助金

■目的

この事業は、共同募金の配分事業のひとつとして、備品の購入助成を通じて自治会員相互のふれあいを深めるとともに、地域福祉の増進に寄与することを目的に実施します。

■事業主体

自治会（過去10年以内に助成を受けた自治会を除く）

■助成自治会数

20自治会

※申込が20自治会を超える場合は、抽選により助成自治会を決定させていただきます。

■補助対象となる経費

自治会員相互のふれあいを深めるとともに、地域福祉の増進のため自治会が必要とする備品の購入費

【過去の助成例】

◇テント ◇ベンチ ◇掃除機 ◇刈払機 ◇エアコン ◇ノートパソコン
◇フルカラー複合機 ◇卓上アンプ ◇液晶テレビ ◇プロジェクター
◇ガスコンロ ◇湯沸器 ◇折りたたみ会議テーブル ◇お座敷用椅子
◇充電式クリーナー ◇音響ミキサー・スピーカーセット ◇会議机・椅子
◇空気清浄機 ◇ボッチャ（セット） ◇ターゲットゲーム など

■補助金の額

事業費（備品購入費）の3分の2

ただし、助成額50,000円を上限とし100円未満は切り捨てとする。

■申込時期

令和7年5月7日（水）～令和7年5月30日（金）

※期限厳守

■問い合わせ先

長浜市社会福祉協議会（地域福祉課）

【電 話】62-1804

【メール】chiikifukushi@nagahama-shakyo.or.jp

(4) 鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金

■目的

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図り、地域ぐるみの鳥獣害対策を推進することを目的に交付します。

■事業主体

自治会

■補助対象経費、補助率等

事業区分	補助対象経費	補助率	限度額
野生獣追払い用具整備事業	追払い用火火、威嚇用電動ガンの購入費	1／2	2万円
野生鳥獣が近づきにくい環境づくり事業	耕作放棄地の刈り払い及び放任果樹伐採のための燃料、機器、消耗品の購入費	1／2	5万円

■申込時期

事業実施年度の1月末まで

■問い合わせ先

産業観光部 農業振興課（鳥獣害対策係）

【電 話】 6 5 － 6 5 2 2

【メール】 nogyo@city.nagahama.lg.jp



(5) 鳥獣害防止対策事業補助金

■目的

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図り、地域ぐるみの鳥獣害対策を推進することを目的に交付します。

※既設の防護柵を多獣種に対応するために、かさ上げ等の機能強化も対象となります。

(例) サル対策のために既設の柵に電気柵を追加施工する場合

高さ1 m程の既設柵を2 mの高さに変更する場合

■事業主体

自治会

■補助対象経費、補助率等

事業区分	補助対象経費	補助率	限度額	
防護柵整備事業	①防護柵整備のための資材の購入費 ②機材の使用料及び委託料 (専門的な作業に限る)	2／3	①新設	3 0 万円
			②機能強化	3 0 万円
			③市推奨のワイヤーメッシュ柵の新設	5 0 万円
	◆①②③をあわせて行う場合は、限度額を30万円とする。 ◆隣接する 2 以上の自治会が共同で事業を実施する場合、上記の金額に参画自治会数を乗じた額を限度額とすることができる。			
防護柵修繕事業	①既設防護柵の修繕のための資材の購入費 ②機材の使用料及び委託料 (専門的な作業に限る)	1／2	2 0 万円	
	◆隣接する 2 以上の自治会が共同で事業を実施する場合、上記の金額に参画自治会数を乗じた額を限度額とすることができる。			
野生獣捕獲檻整備事業	野生獣捕獲用檻の購入費	2／3	6 万円	

■申込時期

事業区分	期日
防護柵整備事業	11月末日まで
防護柵修繕事業	11月末日まで ※緊急性を伴う場合は別途ご相談ください。
野生獣捕獲檻整備事業	購入予定年度の1月末日まで

■問い合わせ先

産業観光部 農業振興課(鳥獣害対策係)

【電話】65-6522

【メール】nogyo@city.nagahama.lg.jp



(6) 自治会活動デジタル化促進事業補助金

【電子申請可能】

■目 的

自治会における地域活動の推進や情報伝達の効率化を図り、情報通信技術（ICT）の導入を促進することで、地域の情報通信環境の整備を推進するため、市内の自治会が自主的・主体的に取り組まれる情報通信環境整備事業に要する経費を補助します。

■事業主体

市内の自治会（1自治会1回限り）

■補助対象となる経費

次のICT導入に係る費用

- ① パソコンやタブレット等の機器及び付属品の購入費用
- ② WEBカメラやWi-Fiルーター等の通信機器の購入費用
- ③ 自治会用スマートフォンの購入費用
- ④ インターネット接続に係る初期工事費用等
- ⑤ オンラインコミュニケーション等のソフトウェアの購入費用
- ⑥ 自治会内における情報伝達システムの構築およびその普及に係る費用

※回線使用料・電話代・通信料・保守料等の維持管理経費は含めない。

■補助金額（上限額や補助率等）

補助対象経費の10分の9（10万円を補助限度とする）

■申込時期

随時 ※予算枠に限りがありますので、お早めに相談願います。

■留意事項

本補助金の交付を希望される場合は、必ず市が開催するDX基礎研修会を自治会の構成員のどなたかが受講する必要があります。

■問い合わせ先

市民協働部 市民活躍課（自治振興係）

【電 話】 65－8711

【メール】 katsuyaku@city.nagahama.lg.jp



2. 防犯・防災・交通安全

(1) 自主防犯活動支援事業補助金

【電子申請可能】

■目的

自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費の一部を補助し、住民による自主防犯活動を支援します。

■事業主体

自治会（自治会内の防犯団体を含む。）または自主的に取り組む地域団体

■補助対象となる経費

- (1) 自主防犯計画づくり事業に要する経費
計画づくり会議費（飲食費は除く。）、啓発資料作成費、計画書印刷費等
- (2) 自主防犯活動事業に要する経費（※2年継続事業であること）
防犯巡回、防犯診断、防犯教室・講演会の開催、広報啓発に要する経費等
- (3) 資機材整備事業に要する経費
防犯隊等被服費（制服、制帽）、腕章、拡声器、懐中電灯、防犯ベル、合図灯、指示棒、看板、掲出幕、防犯カメラ等

■補助金の額

- (1) 自主防犯計画づくり事業
10,000円に、当該団体を構成する世帯数に200円を乗じた額を加えて得た額と20,000円とを比較していずれか低い方の額。ただし、1団体あたり1回に限る。
- (2) 自主防犯活動事業
10,000円に、当該団体を構成する世帯数に100円を乗じた額を加えて得た額と補助対象経費にかかる実支出額に2分の1を乗じて得た額を比較していずれか低い方の額。ただし、年間30,000円とし、2年を限度とする。
- (3) 資機材整備事業
補助対象経費にかかる実支出額に3分の2を乗じた額（既にこの要綱による補助金を受けたことのある自治会等に対する補助金については、補助対象経費にかかる実支出額に3分の1を乗じた額）。ただし、100,000円を限度とする。

■申込時期

随時 ※予算枠に限りがありますので、お早めに相談願います。

■問い合わせ先

市民協働部 市民活躍課（自治振興係）

【電話】65-8711

【メール】katsuyaku@city.nagahama.lg.jp



(2) 広域自主防犯活動支援事業補助金

【電子申請可能】

■目的

小学校区等の区域において、安全なまちづくりに関して取り組んでいる自主防犯団体が行う事業に要する経費の一部を補助し、地域の防犯活動を支援します。

■事業主体

小学校区またはおおむね小学校区と同等と認められる区域において安全なまちづくりに関する活動に取り組んでいる自主防犯団体（連合自治会、連合自治会内の自主防犯団体等）



■補助対象となる事業

次に掲げる活動のうち3以上の活動について具体的な活動計画を策定した事業。ただし、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づき県が補助を行う事業に限る。

- (1) 地域におけるパトロール活動
- (2) 防犯診断活動
- (3) 防犯灯の点検活動
- (4) 防犯器具のあっせんまたは配布
- (5) 玄関灯点灯運動
- (6) 防犯教室・講座の開催
- (7) 「子ども110番の家」マップ等の作成
- (8) 通学路における安全指導
- (9) 通学路・公園等の安全点検
- (10) 広報・啓発活動
- (11) 防犯機器の設置
- (12) その他安全安心なまちづくりに関する自主的な防犯活動



■補助金の額

補助対象事業を実施するために要する経費（ただし、人件費、食糧費、賞金・賞品に係る経費は除く）に10分の9を乗じて得た額と500,000円を比較していずれか低い方の額。ただし、1団体あたり1回に限る。

■申込時期

事業実施前年9月まで（翌年実施）

※希望される場合は、その旨のみ早い時期にお知らせください。

■問い合わせ先

市民協働部 市民活躍課（自治振興係）

【電話】65-8711

【メール】katsuyaku@city.nagahama.lg.jp



(3) 防犯灯設置補助金

【電子申請可能】

■目的

夜間等に照明の必要な箇所への防犯灯の設置費用に対して助成金を交付することにより、自治会における地域防犯活動を支援します。

■事業主体

自治会

■補助対象となる経費

防犯灯を電柱・電話柱等に添架、もしくはポール等を建植して防犯灯を設置するのに必要な経費

■補助金の額

補助基準		補助限度額	備 考
電柱・電話柱等に防犯灯を設置するとき1灯につき（LED灯）		5,000円	年間1自治会 2灯を限度とする
ポール等を建植して防犯灯を設置するとき1灯につき（LED灯）		10,000円	
電柱・電話柱等に防犯灯を設置するとき1灯につき（LED灯）	宅地造成等により新たに防犯灯の設置が必要となった場合	10,000円	年間1自治会 10灯を限度とする
ポール等を建植して防犯灯を設置するとき1灯につき（LED灯）		24,000円	

※上記助成金額以下で設置された場合は、設置に要した額を助成金額とする。また、設置後の維持管理費は対象外とする。

■申込時期

随時 ※予算枠に限りがありますので、お早めに相談願います。

■問い合わせ先

市民協働部 市民活躍課（自治振興係）

【電 話】65-8711

【メール】katsuyaku@city.nagahama.lg.jp



（４）草の根災害対応事業補助金

【電子申請可能】

■目的

災害により、自治会が管理する生活道路、水路、広場などの地域住民が共同して利用している施設を自治会員自らが速やかに応急復旧し、市民生活の安定に寄与するもので、復旧作業に必要な経費を予算の範囲内で補助します。

■事業主体

自治会

■補助対象となる経費

自治会が生活道路や水路等の応急復旧を行う場合に必要な資材等の購入費、重機等の借上げ料などの費用（人件費や修繕委託料、工事費は対象になりません。）

【補助の対象となる施設の参考例】

生活用道路等	市道、農道、法定外公共物（里道）、自治会が管理する道路
用排水路等	用水路、排水路
林業用施設	林道
その他	自治会が共同利用している広場

【補助対象の経費となる参考例】

原材料費	砕石、生コンクリート、板材、杭等
消耗品費	土のう袋、ブルーシート等
借上料	機械（重機等）の借上料

■補助金額（上限額や補助率等）

1 自治会、1 災害について、補助対象経費の総額に対し、10 万円を限度とします。

■申込時期

随時（被災が確認できたら、随時、防災危機管理課までご相談ください。）

■問い合わせ先

防災危機管理課

【電 話】 6 5 － 6 5 5 5

【メール】 bousai@city.nagahama.lg.jp



(5) 草の根防災体制育成事業補助金

【電子申請可能】

■目的

災害に強いまちづくりを目指し、地域住民による自主防災組織の育成及び防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業にかかる経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付します。

■事業主体

自主防災組織または自警団がすでに結成されている 又は、今後結成される見込みのある以下のいずれかの団体

- ・自治会
- ・自治会を構成単位として組織された団体（連合自治会、地域づくり協議会等）

■補助対象となる経費及び補助金額（上限額や補助率等）

種類	補助率	補助 限度額	補助対象経費
防災訓練 実施事業	補助対象経費 の 3 分の 1 以 内	2 万円	災害発生時に備えて自治会等が実施する、防災訓練に要する経費（消火器充填費、訓練用燃料費、訓練用消耗品等） ※ 飲食費（お弁当やお茶等）は対象外
避難啓発 事業	補助対象経費 の 3 分の 1 以 内	5 万円	災害発生時にスムーズな避難を行うために、自治会等が設置する避難誘導看板等や、防災マップ作成等に要する経費
備蓄食料品 購入事業	補助対象経費 の 3 分の 1 以 内	5 万円	自治会等が自治会館等で保管する、災害時に必要な備蓄食料品（アルファ米、カンパン、飲料水等のうち5年以上長期保存できるもの）の購入費 ※個人・世帯へ配布する場合は対象外
資機材 購入事業 (第1種)	補助対象経費 の 3 分の 1 以 内。ただし、水 防用資機材に あつては 2 分 の 1 以内	10 万円	自治会等が管理し、災害発生時に使用する資機材の購入費 (1) 初期消火用資機材、消火用資機材 消火器（各戸配布用を除く）、防火衣（難燃性で災害での消火・救助活動用）、法被、消火用バケツ（各戸配布用を除く）、消火栓ボックス、消火栓用ホース、可搬式小型動力ポンプ、可搬式小型動力ポンプ用ホース（ポンプ操法用のものを除く）、ノズル、組立式水槽等 (2) 情報収集伝達用資機材
資機材 購入事業 (第2種)	補助対象経費 の 2 分の 1 以 内	50 万円	電池式メガホン、携帯ラジオ、トランシーバー (3) 避難・救出・救護用資機材 救急セット、担架、ヘルメット、横幕付テント、強力ライト、毛布、簡易トイレ、発電機、投光器、AED、チェンソー、ジャッキ、可搬式ウィンチ、エンジンカッター等
資機材 購入事業 (第3種)	補助対象経費 の 2 分の 1 以 内。ただし、補 助対象経費が 30 万円以上の ものに限る。	100万円	(4) 給水・給食用資機材 給水タンク、ガス炊飯器等、移動式炊飯器、飲料水用ろ水器等 (5) 水防用資機材 救命胴衣、土のう袋（吸水タイプのものに限る。）、土のうステーション（内容物の土のうを含む。） (6) その他 資機材庫（基礎工事を伴わず、床面積が10㎡未満のもの）、かまどベンチ

防災士 養成事業	補助対象経費 の10分の10	5万円	(1) 日本防災士機構が認証した研修機関による研修に係る教本代 (2) 防災士資格取得試験受験料 (3) 防災士申請認証登録料 (4) 防災士資格取得の特例該当者による資格取得に係る費用
-------------	-------------------	-----	--

備考

- 資機材購入事業（第2種）について
補助金の交付を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含む5年間は、資機材購入事業（第2種）の補助金の交付を受けることができません。
- 資機材購入事業（第3種）について
補助金の交付を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含む10年間は、資機材購入事業（第3種）の補助金の交付を受けることができません。
また、補助対象となる事業は滋賀県自治振興交付金の対象となる事業に限るものとするため、申請書の提出前に必ずご相談ください。

- ◇ 複数の事業の補助金を利用する場合は、それぞれの事業ごとに申請してください。
- ◇ 購入した物には、「自治会や自主防災組織等の名前」及び補助金を活用して購入したことがわかるように「令和7年度草の根防災補助事業」と明記してください。
- ◇ 中古品の購入や振込手数料、廃棄処分料は補助の対象となりません。

■申込方法

- ・防災訓練実施事業は、訓練実施前に「訓練実施計画書」を提出し、訓練終了後に「交付申請書兼実績報告書」を提出してください。
- ・避難啓発事業、備蓄食料品購入事業・資機材購入事業（第1・2・3種）は、購入する内容や金額が決まってから、購入するまでに「補助金交付申請書」を提出してください。
市からの交付決定以前に購入したものについては補助の対象となりません。
- ・防災士養成事業は資格を取得した後で「補助金交付申請書」を翌年度9月末までに提出してください。

■申請期限

資機材購入事業（第3種）	令和7年5月30日（金）
資機材購入事業（第2種）	令和7年7月31日（木）
資機材購入事業（第1種）	避難啓発事業、備蓄食料品購入事業 随時
防災訓練実施事業	訓練実施日の2週間前まで
防災士養成事業	防災士として認定後、翌年度9月末まで

※予算枠に限りがありますので、期限内であっても早期終了する可能性があります。
早期終了する場合は、ホームページでお知らせします。

■問い合わせ先

防災危機管理課

【電 話】 65-6555

【メール】 bousai@city.nagahama.lg.jp



(6) 交通安全推進活動補助金

【電子申請可能】

■目的

地域での自主的な交通安全活動に対して補助金を交付することにより、地域ぐるみでの自主的な交通安全活動の推進および住民の交通安全意識の向上を支援します。

■事業主体

自治会または自主的に取り組む地域団体

■補助対象となる経費

自治会等が行う交通安全推進事業のうち、次の事業に要する経費が補助対象となります。

- (1) 広報紙、機関誌、啓発パンフレット、ポスター等の作成
- (2) 啓発用立看板（飛び出し坊や）、懸垂幕、横断幕等の作成
- (3) のぼり旗、カーブミラー、街頭指導用の横断旗、タスキ等の購入
- (4) 交通安全教室等の開催
- (5) その他交通安全の啓発活動

※カーブミラー、安全柵、路面標示などは補助対象ですが、公道上の
施工・占有には別途道路管理者の許可が必要となります。

※ただし、飲食費は除きます。

■補助金の額

補助対象経費の2分の1以内。ただし、40,000円を限度とする。

【留意事項】・補助金を受けた翌年度については、補助金の対象になりません。

・申請は、年度につき1団体1回限りです。

■申込時期

随時 ※予算枠に限りがありますので、お早めに相談願います。

■問い合わせ先

市民協働部 市民活躍課（自治振興係）

【電話】65-8711

【メール】katsuyaku@city.nagahama.lg.jp



3. 都市景観

(1) 緑化推進事業補助金



■目的

美しい緑豊かな景観づくりや住みよいまちづくりに寄与することを目的に積極的に緑化を推進する事業に対して補助を行います。

■事業主体

本市における美しい緑豊かな景観づくりや住みよいまちづくりを進めるための事業を実施する市民、事業所、自治会等（※緑化事業を業とするものは除く。）

■補助対象となる経費

(1) 緑のまちづくり推進事業

植栽容器等を用いて道路沿線へ花苗等を植栽する場合や、花壇等へ花苗等、もしくは樹木を植栽する場合に要した消耗品費及び原材料費

(2) 生垣による緑化推進事業

生垣の植栽に要した消耗品費及び原材料費

(3) 保存樹保護事業

長浜市住みよい緑のまちづくりの会が指定する保存樹の樹勢回復に要した費用
※樹木医等の専門家が行う診断に要した費用も対象となります。

■補助金の額

(1) 緑のまちづくり推進事業

対象事業の実施に要した費用の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。
※1箇所について1回限りとし、最長3年継続して実施することができる。

(2) 生垣による緑化推進事業

対象事業の実施に要した費用の2分の1以内の額とし、2万円を限度とする。既存の囲障を取り壊す場合は、4万円を限度とする。※ただし、1箇所について1回限りとする。

(3) 保存樹保護事業

対象事業の実施に要した費用の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。
※ただし、樹木医等の診断費用は、2万円を限度とする。

■申込時期

随時

■問い合わせ先

都市建設部 都市計画課（都市整備係）

【電話】65-6541

【メール】toshikei@city.nagahama.lg.jp



(2) 近隣景観形成協定修景対策補助金

■目的

知事の認可を受けた近隣景観形成協定を締結した自治会等が行う、景観形成に関する事業に要する経費について補助金を交付することにより、美しく住みよいまちづくりを支援します。

■事業主体

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第28条第4項に基づき、近隣景観形成協定として知事の認定を受けた自治会等

■補助対象となる経費

(1) 樹木、つる性植物等により、新たに生垣を設置する事業に要する経費

(例) 道路沿いのブロック塀等を取り壊し、生垣を設置するもの
道路沿いに新たに生垣を設置するもの

(2) 広場等の公共空間及び道路から見えるところをフラワーポット、花壇等により緑化する事業に要する経費

(例) 道路から望見できる敷地の緑化
窓、入口、ベランダ等にフラワーポットを設置するもの

(3) 協定の関係者が所有又は管理する土地をまちの憩いの空間として整備し、又は由緒書き、ストリートファニチャー等により空間を演出する事業に要する経費

(例) 地区のシンボルとなるポケットパーク、コーナースポット等の整備

■補助金の額

総事業費の3分の2以内で、協定者の数に12,000円を乗じた額を超えない額で、3回を限度とする。 ※ただし、用地費及び補償費は補助対象としない。

■申込時期

事業実施前年9月まで（翌年実施）

■問い合わせ先

都市建設部 都市計画課（都市デザイン係）

【電話】65-6562

【メール】toshikei@city.nagahama.lg.jp



(3) 景観まちづくり支援事業補助金

■目的

景観形成促進区域、景観形成重点区域において地域の景観づくりを推進する事業に要する経費について補助金を交付することにより、地域の魅力と活力を高めるまちづくりを支援します。

■事業主体

長浜市景観条例の規定に基づく認定を受けた、景観形成促進区域協議会、景観形成重点区域協議会
※景観形成重点区域………景観計画区域の中で区域特性を生かした景観形成を重点的に図る必要があるとして指定された区域です。

※景観形成促進区域協議会…コミュニティや土地利用などを単位に、景観形成重点区域の指定を目指す地域では、地域の現状と課題の把握、景観の将来像を検討する景観形成促進区域協議会を組織化することができます。

※景観形成重点区域協議会…景観形成重点区域では、景観計画に定めるルールに基づき、地域の魅力を高める景観づくりが進むよう、地域住民による景観形成重点区域協議会を組織化することができます。

■補助対象となる経費

(1) 景観形成促進区域対策事業

景観形成の将来像・景観づくりの進め方の検討に必要な経費

(例) 学習会の開催経費(食糧費は除く)、啓発資料等の作成経費、地域住民の意識調査経費、先進地調査経費、将来構想図(透視図)の作成経費 等

(2) 景観形成重点区域推進事業

景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した景観づくり活動、修景等に必要な経費

(例) 修景のための建築物等の増改築・移転等、生垣の新設、敷地の緑化、小公園の整備、植樹、市景観計画に基づく景観づくり 等

■補助金の額

(1) 景観形成促進区域対策事業

補助対象経費の2分の1以内

(補助対象経費は30万円を限度とし、1団体1回限り)

(2) 景観形成重点区域推進事業

1回目 補助対象経費の3分の2以内

2～3回目 補助対象経費の2分の1以内

4～5回目 補助対象経費の3分の1以内

(補助対象経費は90万円を限度とする)



■申込時期

事業実施前年9月まで(翌年実施)

■問い合わせ先

都市建設部 都市計画課(都市デザイン係)

【電話】65-6562

【メール】toshikei@city.nagahama.lg.jp



（４）児童公園設備費等補助金

【電子申請可能】

■目的

児童に安全な遊び場を提供し、その健康を増進することを目的に、「自治会」および「自治会で構成する地区連合自治会」が管理する児童公園の整備に要する経費に対して補助金を交付します。

■事業主体

- （１）自治会
- （２）地区連合自治会（自治会で構成）

■補助対象となる経費および額

補助対象事業	補助対象遊具・設備の種類	補助金額	補助限度額
①遊具の設置	ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、登り棒、シーソー、回転塔、揺りかご、雲てい、ネット遊具、木馬、コンビネーション遊具その他児童公園に適当な遊具として市長が認めるもの	事業に要する経費に３分の２を乗じて得た額	１５万円
②遊具の修理 又は撤去		事業に要する経費に３分の２を乗じて得た額	１５万円
③設備の設置	水飲み場、便所、砂場、ベンチ、フェンス、車止めその他児童公園に適当な設備として市長が認めるもの	事業に要する経費に３分の２を乗じて得た額	１５万円
④設備の修理 又は撤去		事業に要する経費に３分の２を乗じて得た額	１５万円

- ・開発行為により設置され市に所有権が移転して以後１０年を経過していない児童公園における①及び③の事業は、補助対象外です。
- ・複数の事業を行う場合の補助金額は、まず①～④それぞれの事業区分ごとに補助金額を算定（上表の限度額有り）した後、これを合計した金額となり、合計額にも１５万円の上限額があります。
- ※受付期間中の交付決定額が予算額を超えた場合は、予算の範囲内で按分します。

■申込時期

受付期間：令和７年６月２日（月）～令和７年６月１３日（金）

※受付期間中は、申請順にかかわらず受付します。

■その他

- （１）受付期間後も随時受付しますが、申請状況により、年度途中で予算額に達した場合は補助が終了しますので、事前にお問い合わせください。
- （２）補助金交付の対象となる公園は、１年度あたり１か所です。ただし、自治会区域内に５か所以上管理する児童公園を有する場合は２か所です。
- （３）昨年度本補助金を利用して整備した児童公園は補助対象外となります。
- （４）事業実施年度の３月末日までに事業が完了する事が必要です。

■問い合わせ先

都市建設部 都市計画課（都市整備係）

【電 話】 ６５－６５４１

【メール】 toshikei@city.nagahama.lg.jp



(5) 空き家活用地域活性化事業助成金

【電子申請可能】

■目的

交流、福祉、文化、教養等地域の多様な活動拠点として空き家や空き家の除却跡地の有効活用を促進することで地域の活性化を図ります。

■事業主体

空き家所在地の自治組織、または市内に活動拠点を有する市民活動団体等

■補助対象となる経費

地域の課題解決や地域の活性化を目的とした空き家の改修工事や除却工事に係る経費
空き家を改修・除却後にいずれかの用途に活用する必要があります。

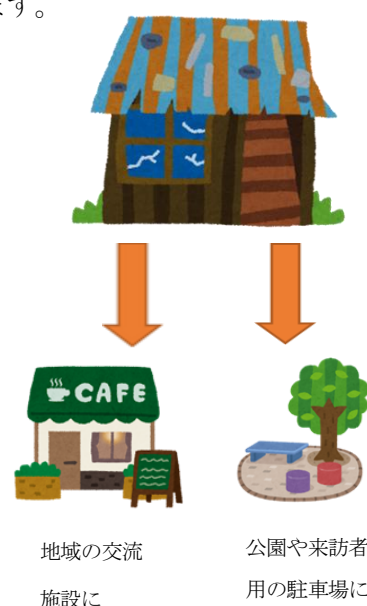
○空き家を次の用途に10年以上活用するための改修工事

※ 昭和56年6月より前に着工された建築物の改修工事
の場合、一定の耐震基準に適合する必要があります。

- ・サロンやカフェなどの交流施設
- ・子どもの居場所や学童保育などを行う子育て支援施設
- ・防災倉庫等地域の安全安心を確保するための施設
- ・地域の歴史や文化等を学び理解を深めるための施設
- ・その他市長が認める地域の活性化に寄与する施設

○跡地を次の用途に5年以上活用する空き家除却工事

- ・ポケットパーク ・コミュニティガーデン
- ・バスやデマンドタクシーなどの待合所
- ・観光客や来訪者が利用できる無料駐車場
- ・その他市長が認める地域の活性化に寄与する用途



■補助金額（上限額や補助率等）

事業費（改修工事費、除却工事費）の3分の2（消費税は含まない）、上限100万円

■申込時期

事前登録期間：事業実施年度の4月25日まで

※複数の団体から申込みがあった場合は5月7日に抽選会を行います。

事前登録がなかった場合は、先着で申請を受け付けします。

■問い合わせ先

都市建設部 住宅課（住まい政策係）

【電話】65-6533

【メール】jutaku@city.nagahama.lg.jp



4. 暮らし

(1) 法定外公共物改修等補助金

【電子申請可能】

■目的

自治会が維持管理をしている法定外公共物（法定外道路・水路等）の機能回復工事等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

■事業主体

自治会

■補助対象となる経費

自治会が行う法定外公共物等の機能回復工事等に係る業者請負経費、自治会施工における原材料費及び機械借り上げ料。

※補助金の交付対象となる機能回復工事等は、次のような工事です。

道路・・・舗装、法面及び側溝の改修または修繕等

水路・・・しゅんせつ、改修または修繕等

■補助金額（上限額や補助率等）

予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を上限とします。（1,000円未満切捨て）

※補助対象経費が10万円未満の場合は対象外です。

※1度補助を受けられると翌年度から3年間のご利用いただけません。

例）令和7年度に補助を受けられた場合、次回ご利用いただけるのは令和11年度です。

■申込時期

事業実施前年度の9月末までにご相談ください。（申込は事業実施年度の4月以降）

※工事費用・修繕箇所が分かる書類を準備してご相談ください。

※補助金の交付を確約するものではありません。

■問い合わせ先

都市建設部 道路河川課（管理調整係）

【電話】65-6532

【メール】dourokasen@city.nagahama.lg.jp



(2) 除雪機械購入補助金

【電子申請可能】

■目 的

除雪の促進を図るため、自治会等が自主的に行う除雪作業に必要な除雪機械の購入費用の一部を助成します。

■事業主体

自治会等

■補助対象除雪機械

- ・ 歩行式除雪専用機械
- ・ 車両系積込装置付建設機械（ホイールローダー）

※バックホウ、フォークリフト、農耕用トラクター等は補助対象外です。

■補助機械台数

1 自治会等あたり最大 2 台

※除雪延長が 1 0 0 m 以上、1 km 以内であれば 1 台、1 km 以上であれば 2 台とします。

ただし、余呉・西浅井・木之本地区、上草野地域については、除雪路線延長を 2 倍して換算します。

※当該補助事業は、除雪機械 1 台につき、1 度受けていただくと 1 0 年間はご利用いただくことができません。

■補助金の額

予算の範囲内で除雪機械 1 台の購入価格の 2 分の 1 以内とし、1 5 0 万円を上限とします。

※余呉・西浅井・木之本地区、上草野地域については、除雪機械 1 台の購入価格の 3 分の 2 以内とし、3 0 0 万円を上限とします。

■申込時期

事業実施年度の 5 月上旬

■その他

未充足地域優先での交付となりますので、申請頂いた場合でも補助金を交付できないことがあります。ご注意ください。

■問い合わせ先

都市建設部 道路河川課（管理調整係）

【電 話】 6 5 - 6 5 3 2

【メール】 dourokasen@city.nagahama.lg.jp



(3) 地域除雪作業委託補助金

【電子申請可能】

■目 的

除雪の促進を図るため、自治会または地域づくり協議会（以下「自治会等」という。）が、生活道路の通行確保を目的に、自主的に行う機械除雪作業委託に対し、委託費用の一部を助成します。

■事業主体

自治会、地域づくり協議会

■補助対象となる経費

自治会等が、生活道路の通行確保のために業者または自治会等の区域の住民（以下「地域住民」という。）に委託する機械除雪作業の委託料で、次のすべてを満たすもの。

1. 自治会等と業者間または自治会等と地域住民間で委託契約を締結していること。
2. 除雪作業を行う路線で、次のいずれかに該当すること。
 - ・ 除雪指定路線以外の市道
 - ・ 車両通行可能な生活道路で沿線に概ね5戸以上の住居を有する路線
 - ・ 小中学校の通学路に指定されている路線
 - ・ 除雪指定路線に付帯する歩道
3. 除雪作業を行う際の積雪深は10センチメートル以上であること。

■補助金の額

予算の範囲内で自治会等が支払う機械除雪作業の委託料（時間単価に実稼働時間を乗じた額）の50パーセント以内

※時間単価は市の設定額が上限

■申込時期

事業実施年度の8月上旬～下旬まで

■問い合わせ先

都市建設部 道路河川課（管理調整係）

【電 話】 65－6532

【メール】 dourokasen@city.nagahama.lg.jp



(4) 市道路愛護活動事業補助金

【電子申請可能】

■目 的

市が管理する道路について、地域の道路環境保全を目的とした道路路肩等の美化清掃活動（以下「道路愛護活動」という。）を実施する市内の自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

■事業主体

自治会

■補助対象となる路線

幹線市道（１・２級）とする。ただし、市が実施する除草、清掃箇所を除く。

■補助対象となる道路愛護活動

- (1) 対象路線の路肩その他道路施設の除草
- (2) 対象路線の植栽施設およびその周辺の除草並びに植栽樹木のせん定整枝
- (3) 上記(1)と(2)の活動に付随する散在性ごみの除去および清掃

■道路愛護活動の実施期間・回数

毎年５月１５日から１１月１５日までの間に１回以上行う。

■補助金額（上限額等）

- ・単位面積当たりの単価※¹に実施面積※²を乗じて得た額とする。
 - ※¹ 除草単価：１５円／㎡（単価は予告なく変更することがあります）
植栽施設のせん定整枝の単価は別に定める。
 - ※² 実施面積は、延長に幅（１メートルを上限とする。）を乗じて算定する。
ただし、植栽施設については、植樹帯の面積を上限とする。
- ・同一区域につき実施２回までを補助対象とし、１団体あたりの限度額を１０万円とする。

■申込時期

事業実施年度の６月末まで。

ただし、道路愛護活動を実施する１０日前までに申し込んでください。

■問い合わせ先

都市建設部 道路河川課（管理調整係）

【電 話】 ６５－６５３２

【メール】 dourokasen@city.nagahama.lg.jp



5. 環 境

(1) きれいなまちづくりパートナーシップ事業補助金

【電子申請可能】

■目的

パートナーシップ協定を締結し、協働で不法投棄を未然に防止する活動に取り組むことによって「ごみを捨てにくいきれいなまちづくり」を推進することを目的とします。

■事業主体

自治会、地域づくり協議会

■補助対象となる経費

不法投棄防止パトロール、散乱ごみの収集、不法投棄防止のための周辺環境整備または啓発活動等にかかる経費

(ア) 補助対象事業を実施するための消耗品費、燃料費、印刷費、原材料費、賃借料、保険料、その他必要と認められる経費

(イ) 家電リサイクル法対象等の廃棄物処理費用等

(ウ) 湯茶等に限る飲料費

■活動の要件

次のすべての活動を規定回数以上行うこと

(1) 不法投棄防止パトロール 年10回

(2) 散乱ごみ収集 年2回

(3) 不法投棄防止のための周辺環境の整備または啓発活動 年1回

■補助金の額

(1) 上記(ア)の経費の補助率は3分の2以内(ただし、保険料については事業実施参加人数一人一日あたり50円以内)

(2) 上記(イ)の経費の補助率は10分の10

(3) 上記(ウ)の経費の補助率は2分の1以内(ただし、湯茶等にかぎる。活動1回一人あたり150円以内、かつ飲料費は総事業費の5分の1以内)

(4) 補助限度額は、上の(1)～(3)の総額で150,000円以内

■申込時期

随時受付していますが、申込みに際して事前にご相談ください。

■その他

次年度以後も引き続いて取り組んでいただくことを前提としています。

■問い合わせ先

市民生活部 環境保全課(生活衛生係)

【電 話】65-6513

【メール】kankyou@city.nagahama.lg.jp



(2) ごみ集積所整備事業補助金

【電子申請可能】

■目的

ごみ集積所付近の環境美化及び安全性の確保を図るとともに、ごみの減量化および再資源化に関する市民活動を支援するため、自治会が設置する集積かごの整備や集積所のブロック塀の修繕や撤去に要する経費に対し、補助金を交付しています。

■事業主体

自治会

■補助対象となる経費

ごみ集積かごの修繕、追加、取替、統合ならびにブロック塀の修繕や撤去に要する経費

■補助金額（上限額や補助率等）

	補助対象事業	補助率	補助限度額
1	既存のごみ集積所内において、既存の集積かごに隣接して新たな集積かごを追加する事業。ただし、新たな集積所を設けて集積かごを設置する場合は除く。	1 / 2	新たに追加する集積かご 1 基につき 3 万円
2	集積かごの修繕等で次に該当する事業 (1) 集積かごの老朽化等に伴い、一部を修繕する事業。ただし、構造上重要でない部分の修繕（塗装、腐食防止剤塗布等）のみの場合は除く。 (2) 集積かごの老朽化等に伴い、全部を取り壊して新たに設置する事業 (3) カラスネット等から集積かごへ変更する事業 (4) 強風や地震によるごみ集積かごの転倒の防止等を目的として行う転倒防止措置に関する事業		修繕し、又は新たに設置する集積かご 1 基につき 3 万円
3	既存のごみ集積所を統合（2 箇所以上）して、新たな集積かごを設置する事業。		新たに設置する集積かご 1 基につき 10 万円
4	既存のブロック塀を修繕し、又は撤去する事業。ただし、修繕する場合は、建築基準法施行令（昭和 25 年号外政令第 338 号）第 6 2 条の 8 の規定に適合するブロック塀であること。		修繕し、又は撤去するブロック塀 1 集積所につき 3 万円

■申込時期

随時受付していますが、予算の状況により年度途中で補助が終了することがありますので、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ先

市民生活部 環境保全課（生活衛生係）

【電 話】 6 5 - 6 5 1 3

【メール】 kankyou@city.nagahama.lg.jp



6. 福 祉

(1) 地域介護予防通所活動支援補助金

■目的

『高齢者の元気アップ』をめざして、高齢者が気軽に集い、おしゃべりできたり、介護予防、健康づくりに向けた体操等を行う住民主体の通いの場が定期的で開催され、身近な居場所となるよう、活動の充実と運営への支援として補助金を交付します。

■事業主体

高齢者の体力向上及び閉じこもり予防等のために、屋内を中心として通いの場活動を行う65歳以上の者が5人以上で構成されている団体

(地域サロンや転倒予防自主グループなど、自治会を単位としたもの、複数自治会の連携によるもの、地域づくり協議会など広域で実施されるもの、いずれも可)

※参加者が65歳以上に限定されるものではありません。

※長浜市高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金の交付を受ける団体は、対象外とします。

■補助対象となる経費及び額

種類	補助対象経費	補助の要件	補助率	補助限度額	備考
充実支援補助金	通所活動の立上げ及び充実のために必要と認められる経費(備品購入費等)	次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。 (1)通所活動を原則として月2回以上(年間20回以上)実施すること。 (2)通所活動を補助金交付後1年以上実施すること。	2/3	(1)団体登録会員数(以下「会員数」という。)5人以上15人未満 25,000円 (2)会員数15人以上25人未満 30,000円 (3)会員数25人以上35人未満 35,000円 (4)会員数35人以上 40,000円	交付は1団体当たり1会計年度に1回とし、交付年度以後3年間は交付を受けることができない。
運営支援補助金	通所活動の運営に要する経費(人件費、講師謝礼、消耗品費、光熱水費、役務費、使用料及び備品購入費等)	通所活動を1回1時間かつ月4回以上実施することを原則とし、年間40回以上実施すること。ただし、補助事業を開始する初年度については、年間の通所活動回数は原則として30回以上とする。 なお、地域共生活動の回数は、原則として、全体の2分の1以内とする。	1/2	60,000円 ただし、開始初年度であって年間の通所活動回数が40回未満の場合は40,000円	交付は1団体当たり1会計年度に1回とする。

■申込時期

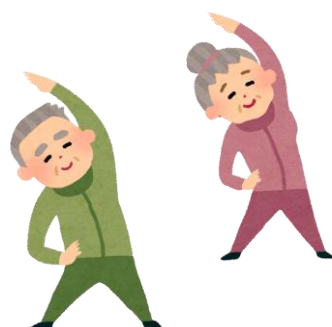
事業開始前 ※新規に申請される団体は、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ先

健康福祉部 長寿推進課(高齢企画係)

【電 話】65-7789

【メール】choju@city.nagahama.lg.jp



(2) 老人クラブ活動補助金

【継続団体のみ電子申請可能】

■目的

高齢者の生きがい対策の一環として、生活を健全で豊かなものにし、福祉の増進を図ることを目的として結成された老人クラブの活動に要する経費に対し、クラブ活動を支援するため補助金を交付します。

■事業主体

市内で活動する老人クラブで「組織条件」「運営条件」「活動条件」に該当すること。

組織条件	(1) クラブは、クラブの趣旨に賛同し、参加しようとする高齢者を自由に会員として加入させるものとする。 (2) クラブは、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。 (3) 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上とする。 (4) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者で組織することを原則とする。ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を超える区域における組織化を妨げないものとする。 (5) 会員数は、10 人以上とする。 (6) クラブは、長浜市老人クラブ連合会に加入するものとする。
運営条件	(1) クラブの運営は、会員の総意により民衆的に行われるものとする。 (2) クラブに、会員の互選による代表者 1 人と、その他必要な役員を置くものとする。
活動条件	(1) クラブは、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するものとする。 (2) クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、おおむね 10 人以上の会員が常に参加するものとする。

■補助金額

会員数	補助金の交付限度額
10人以上 30人未満	36,000円
30人以上 50人未満	48,000円
50人以上 75人未満	58,000円
75人以上100人未満	68,000円
100人以上125人未満	78,000円
125人以上150人未満	88,000円
150人以上175人未満	98,000円
175人以上200人未満	108,000円
200人以上225人未満	118,000円
225人以上250人未満	128,000円
250人以上	138,000円

■申込時期

事業実施年度の4月中旬まで

(令和6年度補助クラブには案内済みです。)

※新規に申請される場合は、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ先

健康福祉部 長寿推進課 (地域包括支援第二係)

【電話】65-7841

【メール】choju@city.nagahama.lg.jp



(3) 老人クラブバス利用補助金

【電子申請可能】

■目的

高齢者の社会福祉活動、生きがい、健康づくり等を目的として活動される老人クラブが実施するバスを利用した研修等に対し、健康増進と生きがいづくりの促進を目的として、補助金を交付します。

■事業主体

- (1) 長浜市老人クラブ連合会
- (2) 市内の老人クラブ（長浜市老人クラブ連合会への加入の有無は問いません）
※バスの利用者が10人以上あった団体とします。

■補助対象となる経費及び額

バスの借上費用を対象とし、次のとおり利用人数により補助します。

バスの利用人数	補助上限額
29人以上の場合	30,000円
10人以上28人以下の場合	20,000円

※バス借上費用が補助金額基準を下回るときは、実際に支払った金額分を補助します。

■申込時期

※研修実施日から1か月以内に提出してください。

※申請は令和8年3月31日までに行ってください。

■問い合わせ先

健康福祉部 長寿推進課（地域包括支援第二係）

【電 話】65-7841

【メール】choju@city.nagahama.lg.jp



(4) ふれあいサロン助成金

■目的

地域において高齢者・しょうがい者・子育て中の親子などすべての地域住民を対象に、ともに交流しあえるふれあいサロンの支援を行います。

「ふれあいサロン」は、地域住民相互のたすけあい・支えあいの輪を広めることを目的とした交流・居場所づくりに取り組む活動をいいます。世代間交流等により地域住民の福祉に対する理解や関心を深め、誰もがいつまでも安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。

■事業主体

市内の自治会程度の小地域で、ふれあいサロンを開催する団体
(ボランティア・自治会・福祉委員会等)

■補助対象となる経費及び額

会議費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、食糧費、材料費、謝礼金
光熱水費、備品費、会場等借り上げ料

■補助上限金額（上限額や補助率等）

立ち上げ1年目～3年目 30,000円／団体
4年目以降 10,000円／団体

■申込時期

ア 助成1年目の団体については、4月1日から11月30日まで
イ 助成2年目以降の団体については、5月31日まで

■問い合わせ先

長浜市社会福祉協議会（地域福祉課）

【電 話】62-1804

【メール】chiikifukushi@nagahama-shakyo.or.jp